その他告示

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三条第三項の規定に基づき、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和二年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和八年七月一日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　地域経済牽引事業の促進に関する事項 イ～ホ　（略） ヘ　環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項 (1)～(3)　（略） (4)　自然環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項 環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する生息地等保護区を含まないものとする。 重点促進区域には、このほか、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する国立・国定公園区域や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に規定する鳥獣保護区を含まないものとする。また、重点促進区域に環境保全上重要な地域（重点促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合、地域経済牽引事業の実施により自然環境に重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。 促進区域に環境保全上重要な地域（促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合には、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。特に、促進区域に国立・国定公園区域を含む場合には、基本計画及び事業計画と自然公園法第二条第五号に規定する公園計画等との整合を取るものとする。また、国立・国定公園を含む基本計画を作成する場合又は事業計画を承認する場合には、国立公園にあっては地方環境事務所、国定公園にあっては都道府県の自然環境部局と調整を図るものとする。なお、地方公共団体の条例により指定された保護区域等についても、それぞれの条例の目的や関係計画に基づき、適切な環境保全を図るものとする。 また、基本計画を作成する場合には、緑地の確保、大気汚染防止対策、廃水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策、悪臭対策、廃棄物・リサイクル対策、省エネルギー対策、地球温暖化対策等、事業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、住民の理解を得るための取組について定めるとともに、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備等、犯罪及び事故の防止、地域の安全と平穏、交通の安全等を確	第一　地域経済牽引事業の促進に関する事項 イ～ホ　（略） ヘ　環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項 (1)～(3)　（略） (4)　自然環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項 環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する生息地等保護区を含まないものとする。 重点促進区域には、このほか、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する国立・国定公園区域や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に規定する鳥獣保護区を含まないものとする。また、重点促進区域に環境保全上重要な地域（重点促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合、地域経済牽引事業の実施により自然環境に重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。 促進区域に環境保全上重要な地域（促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合には、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。特に、促進区域に国立・国定公園区域を含む場合には、基本計画及び事業計画と自然公園法第二条第五号に規定する公園計画等との整合を取るものとする。また、国立・国定公園を含む基本計画を作成する場合又は事業計画を承認する場合には、国立公園にあっては地方環境事務所、国定公園にあっては都道府県の自然環境部局と調整を図るものとする。なお、地方公共団体の条例により指定された保護区域等についても、それぞれの条例の目的や関係計画に基づき、適切な環境保全を図るものとする。 また、基本計画を作成する場合には、緑地の確保、大気汚染防止対策、廃水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策、悪臭対策、廃棄物・リサイクル対策、省エネルギー対策、地球温暖化対策等、事業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、住民の理解を得るための取組について定めるとともに、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備等、犯罪及び事故の防止、地域の安全と平穏、交通の安全等を確